



US Topics

August 27, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

SECが新しい主任会計士を発表

SECがFASB会計基準成文化に関するガイダンスを公表

SECが新規およびアップデートされたコンプライアンスおよび開示解釈指針を公表

PwCが信用状態および貸倒損失に関するFASBの開示案に対するフィードバックを提供

Practical Tip シリーズ: 新しい企業結合基準では、取得した法人所得税の不確実性と評価性引当金への調整額の計上方法が変わります

FASB関連記事

9月の予定

■ SECが新しい主任会計士を発表

火曜日、SECは主任会計事務局における主任会計士にジェームス・クローカー氏を任命しました。クローカー氏は、コンラッド・ヒューイト氏の退職によって2009年1月から空席となっていた主任会計士の代理を務めてきました。主任会計士は会計上の解釈、専門実務に関する問題、および国際的な会計問題への対応において重要な役割を果たします。主任会計士に任命される以前は、クローカー氏はSECの副主任会計士を務めていました。

▼ この人事の発表に関するプレスリリースは以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2009/2009-187.htm>

■ SECがFASB会計基準成文化に関するガイダンスを公表

様々な SEC 規則および職員ガイダンスが US GAAP の特定の基準を直接的に参照しています。最近開始された FASB 会計基準成文化 (FASB Codification) は、それら特定の基準を含むすべての従前の US GAAP 会計基準に取って代わるものであるため、SEC 規則、レギュレーション、リリース、職員公報における US GAAP へのリファレンスに対し直接的な影響を及ぼします。これらのガイダンスに含まれるリファレンスの問題を解決するため、SEC は、FASB Codification の発効日と同時に、SEC 規則および職員ガイダンスに含まれる US GAAP の特定の基準に対するリファレンスは、対応する FASB Codification へのリファレンスを意味するものと理解しなければならない旨の声明を公表しました。この解釈指針には、SEC およびその職員は、SEC 規則および職員ガイダンスに含まれる US GAAP へのリファレンスをアップデートするための長期的プロジェクトに着手する予定であるとも言及しています。

▼ この解釈指針の全文は以下の SEC ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/interp/2009/33-9062a.pdf>

また、SEC 職員は最近、FASB Codification の導入に関する見解を CAQ の SEC 規則委員会に伝えました。SEC 職員は企業に対し、可能な限り特定の GAAP へのリファレンスを避け、会計概念をより明瞭に説明することによって、平易な言語による開示を行うことを推奨しています。企業が特定の GAAP リファレンスを行う場合に関する SEC 職員の見解は以下の通りです。

- FASB Codification の発効日である 9 月 15 日以前に終了する期間の財務諸表については、その公表が 2009 年

9月15日より後であったとしても、Codification以前のGAAPリファレンスが容認可能である(例: 2009年8月31日に終了する年度あるいは四半期のForm 10-KまたはForm 10-Q)。また、SEC職員は、それらの財務諸表がCodificationを参照している場合についても、あるいはCodificationおよびCodification以前のGAAP基準書等の両方を参照している場合についても異議は唱えない。

- 発効日より後に終了する期間の財務諸表について、SEC職員は、特定のGAAP基準書等へのリファレンスはCodificationを参照すべきであり、すべての期間について一貫して適用されなければならない、としている。

さらに、発効日より後に、新規あるいは修正された登録届出書に財務諸表を盛り込む場合に、過去にファイリングした財務諸表の改訂あるいは修正を行うことを要求しないとも示唆しています。また、会計方針の変更が新たにアップデートされたCodificationに対応したものである場合には、妥当性に関するレターを要求しない予定です。

▼ これらのSEC職員の見解をまとめたCAQアラートは以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

http://thecaq.org/members/alerts/CAQAlert2009_76_08172009.pdf

なお、FASB Codification 導入に関するSEC職員の見解は、the Codification について議論したPwCの2009年5月のウェブキャストで提供されたガイダンスと一致するものです。

▼ PwC ウェブキャスト・アーカイブを含む、Codification 適用のための情報およびリソースについては、CFODirect Network のFASB Codification Hot Topic のページをご参照ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ruleCode=MSRA-7S85LF>

■ SECが新規およびアップデートされたコンプライアンスおよび開示解釈指針を公表

SECの企業財務部門では、Regulation FD(Fair Disclosure; 公正開示)をめぐるQ&Aを提供するコンプライアンスおよび開示解釈指針(C&DI)を公表しました。Regulation FDは、公開企業に対して、重要な情報をすべての投資家に同時に公表することを義務付けるものです。

▼ 新しいC&DI文書は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/regfd-interp.htm>

また、同部門では、最近以下のC&DIのアップデート版の公表を行っています。これらの文書は以下のSECウェブサイトのリンク先からご覧いただけます。

- 証券法の各章(Section)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/sasinterp.htm>
- 証券法の各規則(Rules)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/securitiesactrules-interps.htm>
- 証券法による各様式(Forms)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/safinterp.htm>
- 規則(Regulation) S-Kについて
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/regs-kinterp.htm>
- 証券取引法の各章(Section)について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/exchangeactsections-interps.htm>
- 証券取引法 Section 16 および関連規則と様式について
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/sec16interp.htm>

C&DIには、SECルール、各規則、その他の規定の適用および遵守等に関連する多様な質問に対するSEC職員の見解が記載されているため、一般的にSEC登録企業にとってはC&DIは有用な参考文献となります。

■ PwCが信用状態および貸倒損失に関するFASBの開示案に対するフィードバックを提供

今週、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は、「金融債権の信用状態および貸倒引当金の開示」と題する会計基準案に関するコメントレターを FASB に提出しました。FASB は、現在の経済環境に照らして、企業の抱える信用リスクと貸倒損失に関する情報の透明性を向上するという要請に応え、この基準案を作成しました。承認されれば、この開示案は、US GAAP に準拠する財務諸表を作成する公開企業および非公開企業を含む、すべての債権者によって保有される金融債権に適用されることとなります。

全般的に、PwC は、情報の透明性向上というこの基準案の根本的な目的を支持しています。しかしながら、この書簡の中で、PwC はこの開示案に関する多数の懸念を FASB に伝えています。最も注目すべきは、金融債権に関して多数の会計モデルが存在することを考えると、新しい開示によって透明性と比較可能性の高い情報を財務諸表利用者に実際に提供することができるのかどうかという点です。例えば、企業結合で取得した金融債権は、その企業が作り出した金融債権とは異なる会計モデルに基づいて会計処理されている場合があります。このような差異は、金融債権に存在する信用リスクに関する引当金の評価の際に、比較可能性に関する問題を創出してしまう可能性があります。

また、PwC はこの基準案の適用日(すなわち、2009年12月15日より後に終了する期中および年度の報告期間)についても懸念を表明しています。PwC は、新しい開示案は広範囲にわたるものであるため、企業は情報収集にかなりの時間とリソースを投資することが必要になるだろうとして、この適用日(案)は早過ぎると考えています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この PwC のコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7VBK86&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content&Content Type=Content>

■ Practical Tip シリーズ: 新しい企業結合基準では、取得した法人所得税の不確実性と評価性引当金への調整額の計上方法が変わります

財務報告の重要要素を十分に理解していただくためのPwCの新シリーズ、「Practical Tip」の第3号では、PwCは取得した法人所得税の不確実性および繰延税金の評価性引当金に対する取得日後の調整に関する会計処理について取り上げています。従前の企業結合基準(FAS 141)では、法人所得税の不確実性と評価性引当金に対する調整額は、取得時の会計上の調整として、通常はのれんの調整額として計上されていました。新しい企業結合基準(FAS 141(R)、Codification後はASC 805)では、どのような調整額も、取得日現在に存在していた事実に関して入手した新しい情報に基づく調整であり取得後一年間以内に行われるものでない限り、法人所得税費用の調整として計上することを要求しています。これは新しい取得取引に対する調整についても、従前の企業結合基準に基づいて計上された取得取引に対する調整についても同じく適用となります。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのPractical Tipの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7V8GEM&ContentType=Content>

■ FASB関連記事

会議の概要: 8月26日および27日の会議において、FASBは(1)非継続事業のレポートニング、(2)資本的性質を有する金融商品、(3)概念フレームワーク – 報告事業体、のプロジェクトに関する議論を行いました。FASBの議論の概要については、以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

- 8月26日の会議

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156430674

- 8月27日の会議
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156433193

次回の公開会議: 来週は会議の開催予定はありません。次回の FASB 会議は 9 月 9 日です。

プロジェクトの更新: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 金融商品に関する会計処理
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889654
- 財務諸表の表示
http://www.fasb.org/financial_statement_presentation.shtml
- 収益認識
http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml
- FASB基準書およびその他のUS GAAP基準書等の技術的修正
http://www.fasb.org/technical_corrections_fasb_statements.shtml
- 特定の偶発損失の開示
http://www.fasb.org/accounting_for_contingencies.shtml

■ 9月の予定

- PwCは9月14日に第3四半期における会計および財務報告の動向に関するウェブキャストを開催。
- FASBは9月9日、16日、23日、30日に会議を開催。同じく9月2日、11日、16日、23日、30日に教育セッションを開催。
- FASBの発生問題専門委員会(EITF)は9月9日に会議を開催。
- FASBはバリュエーション・リソース・グループと9月22日に会談。
- FASBとIASBは9月3日、10日、14日に金融商品の会計処理に関する共同円卓会議を開催。
- IASBは9月10日、11日、14日～18日に会議を開催。
- SECおよび商品先物取引委員会(CFTC)は9月2日、3日に市場規制の調和に関する一般からのインプットを求めるための共同会議を開催。
- AICPAの会計基準執行委員会(AcSEC)は9月22日～23日に会議を開催。
- IFACの国際監査・保証基準審議会(IAASB)は9月21日～25日に会議を開催。
- 政府会計基準審議会(GASB)は9月15日に電話会議を開催。

▼ 上記の会議およびその他組織の行事の詳細については、以下のウェブサイトから CFOdirect Network の行事カレンダーをご覧ください。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?NavCode=SLEN-6BFHVQ>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.